

訪問購入に気を付けて！



そもそも・・・
訪問購入って何??



訪問購入とは、一般的には「押し買い」と言われます。

購入業者が消費者の自宅を訪問し、**貴金属や宝飾品**などを**相場より安い金額で強引に買い取る**という悪質商法の手口の一つです。2012年8月に特定商取引法が改正され、押し買いについても規制の対象となりました。

どんなことが**規制**されたの？



① 不招請勧誘や不当な勧誘の禁止！

○不招請勧誘とは、**飛び込み勧誘**のことです。消費者から依頼がなかったり、電話などで事前に訪問購入の約束をしていない場合の訪問購入の勧誘は禁止となりました。

○一度勧誘を断られたにも関わらず**再勧誘することは禁止行為**です！ほかに、不実の告知や、重要事項の不告知などの問題のある勧誘行為についてももちろん禁止行為となっています

② 書面の交付義務！！

○購入業者は消費者に対し、**業者の連絡先**や**買い取り価格などの必要事項を記した書面**（売買契約書や、申込書）を交付することが義務付けられました。

③ クーリング・オフの適用が可能に！！！！

○書面（売買契約書や、申込書）の交付を受けてから、**8日間は無条件で売買契約の解除が可能**となり、クーリング・オフ期間内であれば返品や返金を求めることができます。

○クーリング・オフの期間内であれば仮に業者が別の人に転売した場合も所有権を主張できます。

④ 引き渡しの拒絶！！！！

○クーリング・オフ期間内は**物品の引き渡しを拒むことができます**。これにより、売却するか迷っているなどの場合は、8日間は商品を手元に置いて冷静に考えることができます。

太宰府市消費生活相談センター

日時：毎週月・火・水・金曜日 9：30～16：00

（正午～午後1時までは昼休み）

場所：市役所2階 消費生活相談室

※予約は必要ありません。

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

日時：毎月第3木曜日 13：00～16：00

場所：市役所2階 消費生活相談室

※予約が必要です。